

日本西洋史学会第22回大会

発 表 要 旨

1972年10月14・15日

於 德 島 大 学

## 第1部会 (9.30~17.00)

エジプト・西アジア交渉の一齣	川村 喜一 (早稲田大)
インクラテス「フィリッポス」の一考察	池田 忠生 (静岡女大)
セレウコス王国の都市と土着住民	大戸 千之 (立命館大)
ディアドコイ時代政治史の一考察	井上 一 (横浜市大)
フルウィウス氏について —イタリア出身貴族と共和政ローマの政治—	石川 勝二 (愛媛大)
カルタゴの国制とハンニバル	長谷川 博隆 (名古屋大)
ドナティズム運動とキルクムケリオネス	新田 一部 (島根大)

# エジプト・西アジア交渉の一齣

早稲田大 川村 喜一

## イソクラテス「フィリップス」の一考察

静岡女大 池田忠生

新興マケドニアの力によるポリスの政治的衰落と、演説「フィリップス」およびマケドニア王に宛てた現在に残されている書簡二通によって、従来、著者イソクラテスとフィリップスとの関係はさまざまに論じられてきた。主要な論点は、マケドニア王の政策を通してみられるパンヘレニックな性格と、政論家のそれへの傾斜あるいはアテナイ人としての彼の立場との関係に帰する。周知のように、346年の平和を機とした著作の主題は、380年以來の主張である、ヘレネスの結合と対バルバロイ遠征である。では、イソクラテスにとっては、世代を越えるこの主張はいかなる意味をもっていたのか。386年の平和以後に締結された諸ポリスの間の諸々の条約の性質と対ペルシア植民計画との関係でこれを吟味しなければならない。次に、イソクラテスがフィリップスにこの課題の遂行を要請した意図はどこに求められねばならないか、について一考する必要がある。この問題は、346年のマケドニア・アテナイ間の緊張関係を瞥見することによって明かにされるであろう。すなわち、アテナイあるいはアテナイを中心とするヘラス諸ポリスに対する外圧として認識されたマケドニアの力を、他の何れかの方向に転化することによってヘラスの安全と同時に繁栄を計ろうとする意図が「フィリップス」には窺われる。それ故に、著者はヘラスにおけるフィリップスの支配権を決して承認してはおらず、アテナイあるいはヘラスの利益に即する限りにおいてその存在を認めていた、と考えられる。本発表ではこれらの問題に若干の照明を与えることを試みたい。

## セレウコス王国の都市と土着住民

立命館大学 大戸千之

初期セレウコス朝の都市建設・植民政策は、新たに広大な領土を統治するにあたって直面せねばならなかった枢要の課題のひとつとして、王国の歴史の舞台に登場した。それは、母国を離れたギリシア・マケドニア人に、住むべき場所と握るべき土地をあたえ、支配の安定強化をはかる一大事業として、複雑な試行の軌跡をのこしつつ、精力的に展開される。

ところで、都市あるいは軍事植民地を建設するにさいして、多くの場合、既存の住地が利用されたことは、おそらく自然のなりゆきであった。事実上の新建設にひとしかったものから、古来の大都市に移住したもので、事情はさまざまであり、住民の性格もまた多様である。だが、そうした状況を前提として、ギリシア・マケドニア人と土着人は、定められた領域内において、どのようなかたちで共存したのか？この問題は、如上の政策の実態を問う、ひとつの手掛りとなるように思われる。

史料の制約から、われわれは多くを語ることはできないが、いくつかの関連事例を吟味しながら、その意味するところをさぐってみたい。

## ディアドコイ時代政治史の一考察

横浜市立大学 井 上 一

ディアドコイ時代 (B.C.323-281年) については、E.Badianのことばをかりれば、「H. Bengtson, *Strategie in der helln stischen Zeit I.* 1937. により総括的把握がなされて以来近年まで研究対象とならなかった」のであるが、最近、特にBengtsonのいう、Staatsrecht的見地とは別の見地からする業績があらわれてきた。本報告はそれらの業績をかりて、ディアドコイ時代の特に政治史の再検討のポイントを数え上げるころみにほかならない。

一般的に見てディアドコイ時代とはアレクサンドロス帝国の統一の崩壊と、ヘレニズム王国の基礎確立による「勢力均衡」との間の、いわば過渡期と考えられているようである。

Appianvsのことばをかりていえば、「(アレクサンドロス大王死後、Chiarchia職についたPerdikkasにより任命された) 諸サトラップが王となった」時期である (App, *Syriake*, 52)。

しかしサトラップたちが安易の中に王となったのではもとよりない。アレクサンドロスの死後王位継承者決定までの“*heī pezvi*”と“*hvi ton hippeōn hēgemones*”の争い (Arrianos, *F. -G,H,156,1,2-3*) はどの史料も伝えるところであり、このことはArgeadaiを帝国にまで発展させてきたマケドニアの二要因、「国民軍」と「高級将校」の社会階層的意識の相異の顕在化を示す。そして将校団内部の対立関係が軍隊をまきこんで、アピアノスのような線へと進むわけであるが、その過程で、地縁的、姻戚的關係が、政治的過程とどのようにかかわり合っていたかを念頭に置きながら、特にアレクサンドロス死後の時期を考えて見たい。

---

1) M, I Fontana, 'Le lotte oer la successione dia Alessandro Magno dal 323 ad 315' 書評 (1962) in 'Studies in Greek and Roman History' (1964)

## フルウィウス氏について——イタリ ア出身貴族と共和政ローマの政治

愛媛大学 石川 勝二

前4—3世紀の身分闘争の結果、ほとんどすべての政務官職が平民に開放され、身分闘争はその役割を失った。とくに、リキニウス法制定以来、富裕な平民が最高位の執政官職に就任し、パトリキ貴族出の有力者と肩をならべるまでになったのは周知のことである。4世紀後半以後執政官に栄進した平民の出自をすべて洗い上げることはできないとしても、ローマ市の平民層出身者以外に、地方都市の貴族層出身者が見出されることは事実である。その数はかならずしも多くなく、かれらのローマ新貴族層への受容は緩慢であった。しかし、そのはたした役割は決して小さくなかった。デキウス氏、アテイーリウス氏、フルウィウス氏、オグルニウス氏、マミーリウス氏、コルンカーニウス氏等のうちで、フルウィウス氏はとくに目立つ。フルウィウス氏はトウスクルムの出身である。トウスクルムは地方都市の中ではもっとも多くの執政官級の氏（といっても5氏にすぎない）を輩出したことで有名である。フルウィウス氏はまた、トウスクルムから出身した5氏のうちで、もっとも多くの執政官を出した。すなわちフルウィウス氏は前322年、はじめて執政官職に到達して以来、前2世紀の終りまで約2世紀間に17人の執政官、延べ20回の執政官職を占めた。平民氏の中では最高の数である。しかもフルウィウス氏の活躍した時代はローマ対外発展の時代にぴったり符合する。イタリア半島の征服・対カルタゴ戦争・東方ギリシアの征服・スペイン征服のいくたの戦争にかならずフルウィウス氏を見出すことができる。しかし前2世紀以後は官職暦表から完全に姿を消してしまう。今回の発表ではフルウィウス氏の内外政治にはたした役割、党派政治上の位置づけを中心課題として、この地方都市出身氏の像を明らかにしたい。

## カルタゴの国制とハンニバル

名古屋大学 長谷川博隆

周知の如くアリストテレスの『政治学』に、スパルタ・クレタの国制と対比しつつ、すぐれた国制の一つの典型としてカルタゴの例があげられている。ところが、アリストテレス以外には「カルタゴの国制」についてのまとまった記述はないといってよい。

なによりも、そのユニークな国制が、果してアリストテレスの伝える通りで、信憑性の批判に堪えるものであるのか、という問題があるが、それも国制の変化、発展を追うことによってはじめて解明の糸口がつかめるといえよう。

本報告では、ハンニバルの時代に焦点をすえ、「政治家」ハンニバルという視角から「国制の変化」を追い、「変化」のなかに展開されてゆくカルタゴの国制のオリジナリティを明らかにしてみたい。「政治家」ハンニバル像は、(1)第二ポエニ戦争勃発時のかけひき、(2)戦争中の対イタリア策、(3)前215年のフィリッポス5世との同盟条約、(4)敗戦前夜の諸問題、(5)敗戦後の、行政上の長としての国制改革、などを通じて構成することができる。ところが、(1)(2)(3)(4)の諸問題に関しては研究も大いに進んでいるのに対して、(5)の検討はほとんど行われていない。それは、リウイウスの短い記述しかないからであろう。

本日は、「カルタゴの国制」に関してほぼ常識になっている見解に対して、(5)の問題の検討を軸にして、一体どこまで発言することが許されるかという、主題解明のための手がかりを示すにすぎない。もっとも別の面からいえば、「政治家」ハンニバル像再構成のための第一歩ともなる。



## ドナティズム運動と キルクムケリオース

島根大学 新田 一郎

紀元311年、属州北アフリカに生じたドナティズム運動は異端・分離派が正統派カトリックを数的に圧倒して多数派を形成したことで他に類を見ないユニークな運動であった。かつて私は「ドナティズム運動に関する一考察」(西洋史学70)と題する論文の中でこのような事態を可能ならしめたドナティストのエネルギーの源泉の問題に触れ、これをアフリカ教会に一貫して流れるリゴリズムの伝統、なかでも「受難の教会」を指向するその基本的態度、そして属州ヌミディアのもつ社会的・経済的特殊事情等との関連において考察し、同時にドナティスト中の最過激派を構成するキルクムケリオース(circumcelliones)の意義についても若干言及した。しかしその考察は上記論文の性格上概説的となり不十分でもあった。今回の発表はこの間隙をうめようとするものであり、従ってここではキルクムケリオースの運動の性格の分析が考察の対象となる。以下の考察において、私は彼らが終始一貫してリゴリズムの立場を堅持する集団、即ち運動の本来の精神を頑固なまでに保持しようとする典型的ドナティストであり、この意味で彼らこそがドナティズム運動の中心の担い手であったことに言及したい。

## 第2部会 (9.30~17.00)

コンスタンス二世のローマ訪問とシチリア移住	杉村道臣 (甲南女大)
9世紀における地中海世界とビザンツ海軍	相野洋三 (関西学院大)
カロリング・フランク国家についての若干の考察	堀内一徳 (近畿大)
アングロ・サクソン農民について	永井一郎 (一橋大)
フランスの家制度	木村尚三郎 (東京大)
11世紀における修道院exemptio特権について	岸ちづ子 (九州大)

## コンスタンス 2 世の ローマ訪問とシチリア移住

甲南女大 杉村貞臣

ビュザンティオン時代のローマ帝国皇帝コンスタンス 2 世（在位 641—668 年）は、663 年にローマを訪れた後シチリアへ移住し、668 年にシラクサで殺された。この件について帝がコンスタンティノポリスを去った理由として帝の弟殺しによる悪評、帝都攻略を計画したアラブ軍の襲撃から逃れること、またローマ訪問とシチリア移住の目的として、帝都をローマまたはイタリアの一地域に移転すること、ベネVENT 公国征圧とアラブに対するアフリカとシチリアの防衛などが指摘された。

本論では史料として Theophanis Chronographia, ed. De Boor, Lipsiae, 1882, p. 348 の「この年（663 年）にコンスタンティノポリスを去った皇帝（コンスタンス 2 世）は、シチリアのシラクサに移り、政権の座 *basileia* をローマへ移そうと望んだ。帝は妻とコンスタンティノス、ヘラクレイオス、ティベリオスの 3 人の息子を招くために使者を送った。しかしビュザンティオン人は彼等が離れるのを許さなかった」という記録を用いたい。とくに 3 人の息子がすでに王位継承権を承認されていたので、帝が妻子をシラクサへ招こうとした事実注目すると、そこには帝都をコンスタンティノポリスからローマあるいはラテン文化圏の一都市へ戻そうと試みた「ローマ人の皇帝」と、それを阻止しようとしたギリシア文化圏の代表者であるコンスタンティノポリスの住民「ビュザンティオン人」との対立が見られる。その結果帝の意図は失敗に終り、コンスタンティノポリスは帝都の地位を維持することになった。7 世紀はローマ帝国が、それまでラテン文化圏、ギリシア文化圏、オリエント文化圏を含んだ地中海世界から、ギリシア文化圏のみを支配するビュザンティオン世界の移行期にあたるので、この事件の結果はビュザンティオン世界の爾後の発展に寄与するところ少くないと思われる。

## 9世紀における地中海世界とビザンツ海軍

関西学院大学 相野洋三

ビザンツ帝国は、ウマイヤ朝カリフ国と一世紀以上に亘る、まさしくその存在をかけたの闘争を、陸上の攻撃には周知のテーマ制度を発展させたこと、また、海上侵略に対しては初めて常設艦隊(Karabisianoi 艦隊)を組織すること、によって切り抜け、海上では8世紀前半に再び制海権を確立した。しかし9世紀に入るとアラブのめざましい海上活動の第2の時代がはじまる。それはかつてのビザンツの主敵ウマイヤ朝の単一の行動ではなく、北アフリカ、シシリア、クレタさらにシリア、エジプトにわたる地中海沿岸の多方面の、イスラム諸勢力の活躍であった。かれらの活動の開始をつける事件は、9世紀の20年代にほとんど同時におこったアラブのクレタ占領とシシリアへの登場であった。シシリアの征服と並行して展開された南イタリアおよびチレニア海、アドリア海、イオニア海の諸海域へのアラブの進出によって、ビザンツは再びその制海権を全面的に喪失したといえる。ビザンツにとって、それが結果した事態は多方面におよび、またきわめて深刻であった。そのような事態は961年ニケフォルスリフオカスによるクレタ再征服までつづく。The Islamic Imperiumの時代とも呼ばれるこの1世紀以上におよぶ時代は、しかしながらかならずしもビザンツ海軍の衰退の時代とはいえない。むしろビザンツ海軍史上にもっともみどり多い一時期であった。実際、ビザンツは制海権を失ったが、決してアラブの制海権を許したわけではなかったのである。本報告においては、8世紀初頭レオン3世の改革によって整えられたビザンツ海軍(中央皇帝艦隊と地方艦隊[(a)テーマ艦隊と(b)属州艦隊])が、9世紀の極わめて困難な状況に対処して、いかなる充実、発展をみたかを考察するとともに、当時の地中海世界の情勢の一端を窺おうと思う。

## フランク・カロリング国家に ついての若干の考察

近畿大学 堀内 一 徳

フランク・カロリング国家において、国王に対する賃租の支払いは、おおよそ、王権にもとづくグルントヘル的・ムント的な範疇で理解される。しかし、実際には、国王賃租およびその預担者は、かなり多様な形をもって史料の上にあらわれてくる。わたくしは、この報告で、それらを包括した問題として、とりあつかおうというのではなく、ただ王領土ないし国家領にみられる国王賃租の負担者について、2、3の点をとり出して、考察してみたい。

## アングロ・サクソン農民について

一橋大学 永井一郎

早期アングロ・サクソン社会の一般農民の実体、特に彼等と貴族支配者層との関係については、見解が対立しているが、本報告ではこの点について青山吉信氏の優れた論文「早期アングロ＝サクソン社会の自由人」を手がかりに考えてみたい。

1. 先ず青山氏が一般農民の実体の一端を示すとされるウエセックス王国のイネ王法典67条の隷属農民は、必ずしも一般のサクソン人農民とはいえ、むしろ、被征服民ブリトン人農民の姿を伝えていると考えられる。では、彼等と主人hlaford との関係はどのようなものだったか。イネ王法典中の関連諸条文からは、このhlaford はまったくの私的な主人ないしは支配者ではなく、むしろ、王の官 として司法や警察の面で近隣の住民を管理する側面が浮び上がってくる。イネ王法典の条文に即して理解する限り、早期ウエセックス王国において、hlaford と一般サクソン人農民との間に土地の保有とその代償としての賦役・貢納といった経済的支配・被支配関係が広汎に成立したとは考え難い。

2. 以上のウエセックスの一般農民に比べると、ケント王国の諸法典に見られるケントのゲルマン人農民の姿はやや違っている。即ち、彼等は王以外の私的主人dryhten からより自由であった。又、ケントの一般農民の標準的所有地がウエセックスのその2倍に相当するとされていたこともわかる。従って、ケントの一般農民の方がウエセックスの一般農民よりも法制的・経済的に優位にあり、より独立的であったと言えよう。このような差が生まれた原因は何か。

1つの試案にすぎないが、私はケントとウエセックスでは一般農民とブリトン人農民や奴隷との間の関係に大きな差があったことに1つの原因があるのではないかと考える。即ち、前者の場合には一般農民も広汎に奴隷を所有していたのに対し、後者の場合にはそうでなかったと推測される。

## フランスの家制度

東京大学 木村尚三郎

20世紀現代の産業社会は、非地縁的な専門家・技術者集団によって構成される。本質的に開かれた社会であり、技術と権力は不断に拡散されつつ有機的に統合される方向にある。そこでは、欧州共同体の進展に見られるように、血と土、の原理にもとづいて民族、言語、領域の三要素から成るとされた国民国家は、しだいにその意味と自己完結性を減じつつある。

血と土、からの離脱、その抱束力からの脱却は、現代的自由の条件と云いうるが、それと同時に、血と土、家と地方、もまた、かつての社会的要請から解放されて、愛情と風土に裏打ちされた自然本来の姿を取戻し、あるいは露わにしつつある。

思うに血と土、を国家原理の基礎においた近代国民国家は、近代市民による壮大なフィクションであり、19世紀の神話であった。一方の極に軍事技術、行政技術、産業技術などの専門技術を独占する一部少数者を支配者として、その対極に圧倒的大多数の地縁にもとづく非専門家集団を被支配者として配置する構造と中央集権至上主義の意識それ自体が、20世紀現代と対比するとき、まさに農業社会的現実<sup>1</sup>に立脚していたというべきである。

フランスの家制度について、封建社会におけるその自然本来の姿と、近代のフィクションによる変容の若干を考察しつつ、いわゆる近代社会、近代国民国家の農業的性格と過渡的不安定性を明らかにしたい。

## 11世紀における修道院の exemptio 特権について

九州大学 岸 ちづ子

修道院の exemptio 特権とは、それをもつ修道院を、その修道院が属する管区司教の裁治権から免除し、教皇の裁治権に直属させる教皇特権である。多くの教会制度と同様に、これが法的に整備されるのは12世紀後半Alexander III以後であり、又《exemptio》という名称自体が確立するのは13世紀に入ってからである。11世紀において、exemptio 特権は、《libertas》あるいは《privilegia》といった名で総称されるさまざまな諸特権や諸諸権利の中に混じりあっている。それ故に exemptio 形成の研究は、まずそれらの中から exemptio 特権の構成要素を識別することから始めねばならない。

本発表においては、当該特権研究の殆んど排他的な史料である教皇特権文書を、Jaffé を手がかりにして参看しえた限りにおいて、分析整理し、まず11世紀の exemptio 特権の内容を紹介したい。

ついで、その際に注目すべき次の三点を、管区司教と修道院との間に発生した係争に関する若干の史料を援用して指摘したい。

1. 教皇庁への寄進行為から生ずる、教皇の所謂《nue-proprietē》に基づく保護 (tutela, tuio, protectio etc. ) と、本質的には教会法的な exemptio 特権との融合が11世紀を通じてみられ、前者が、後者の支えとなっていること。
2. exemptio 特権の充実は、教皇への上訴の特権として賦与するケースの増加と、教皇裁判権の効果的な行使とによって実現されていくこと。
3. 同時に、対応する司教層の反撥が契機となって、修道院にとって防衛的武器であった exemptio 特権は、教皇権の司教に対する攻撃的武器として認識されるようになること。

- INSTRUMENTA:

Ph. JAFFE, S.Loewenfeld etc., Regesta Pontificum Romanorum ab condita ecclesiae ad annum post Christum natum MCXCVIII, 2 vol. Leipzig, 1885-1888.

U. CHEVALIER, Repertoire des sources historiques du Moyen Age, Topo-Bibliographie, 2 vol., Montbeliard, 1894-1903 (Repr.1959)

- 史 料

Liber Diurnus romanorum pontificum, ed. H. FOERSTER, Berne, 1958.  
J.-P. MIGNE, Patrologiae cursus completus, ser. Latina, 221 vol. Paris, 1841-1864.

M. BOUQUET, Recueil des historiens des Gaules et de la France, nous. ed. de L.DELISLE, 24 vol., Paris, 1869-1904, (Repr.1967).

J.-D. MANSI, Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio, 53 vol., Paris, 1901-1927.

E. MARTENE & U. DURAND, Thesaurus novus anecdotorum, 5 vol., Paris, 1717, (Repr. 1968).

Gallia Christiana in Provincias ecclesiasticas distributa..., 16 vol., Paris, 1715 - 1865.

Gregorii VII registrum, ed. E. CASPAR, 2 vol. (MGEpp. selectae in usum scholarum, t.II) 2.Aufl., Berlin, 1955.

A.BERNARD & A. BRUEL, Recueil des chartes de l'abbaye de Cluny, t.2-5, (Collection de documents inedits), Paris, 1880-1894.

Corpus iuris canonici, ed. A. FRIEDBERG, 2 vol, Graz, 1959.

第3部会 (9.30~17.00)

歴史の構想について

神 山 四 郎 (慶 応 大)

15世紀後半の英国における庶民院の特質

尾 野 比 左 夫 (ノートルダム  
清心女短大)

ルネサンスにおける古代の発見  
—特にアンコーナのチリアコの業績について—

久志本 秀 夫 (相愛女大)

北欧のルネサンスについて

洪 致 模 (韓国崇儀女専)

ルターの贖宥論題揭示をめぐる論争の検討

渡 辺 茂 (専 修 大)

1530年代の聖書英訳事業

栗 山 義 信 (岐阜大学)

ミシェル・セルヴェ裁判について

砂 原 教 男 (大阪府大  
工短大)



## 歴史の構想について

慶応大学 神山四郎

歴史家は個別的事象を個別的に記述するというが、それをどう「説明」するかという段になると、個別的事象でないもの、法則や確立によって一般命題化された説明仮説によらざるを得ない。しかもその説明は諸要因が入り組んでいる対象について無数に反証が可能なので、歴史学はソフト・サイエンスの最たるものになってしまう。

しかし歴史学はそういうかたちの説明科学に終わらない。具体的事象そのもののあり方と成りゆきをどう物語るかという「叙述」の問題がある。叙述は、無論ヴィヴィッドになされなければならないが、理論科学のように個を類種概念で包むのとはちがって、個をより大きな個で包む具象的な構成をする。個はどういう一般概念から演繹されるかではなく、ある全体の場面の中にどう配置されるかである。

そのさいどういう全体場を設定するかは歴史家の自由な主題がきめるので配列はいくようにもできる。勿論その一つ一つは合理性がなくてはならないが、どれがよいか—どれが正しいかではなく—ということは実証の域を出る。だから歴史学はどれほど科学化しても、ヘロドトスの「語り上手」のようなものがのこる。そういう歴史の構図（歴史のヴィジョンといってもいい）をつくらせるものは何か。それは、画家が絵の構図をきめるときのような直観的な構想力とでもいうしかない。

19世紀の始めにW. von Humboldtは、個別的事実をうまくまとめる歴史家の自発的・創造的能力とか、全体に流れるイデオの息吹きを予感する繊細な精神とかいうものを歴史家に要求したが、それがこれにあたる。フンボルトはそれを詩作になぞらえたり観念論のことばでしかいいえなかったが、われわれは今歴史学のことばでそれを言わなければならない。

「説明の理論」はできても「構想の理論」ができなければ「歴史の理論」は完成しない、と思う。

## 15世紀後半の英国における庶民院の特質

ノートルダム清心女短大 尾野比左夫

英国憲政史上、15世紀前半におけるランカスター朝庶民院の著しい発達は注目すべき現象と考えられ、重要な評価が下されているが、世紀後半のヨーク朝庶民院についてはあまり重視されないのが現状である。

ヨーク朝は絶対主義の諸形態が萌芽しはじめた時代であるが、庶民院についていえば、絶対主義下の「従順議会」的傾向がみられ、その機能は前時代に比較して充分発揮出来なかったといわれる。かかる理由から、ランカスター・ヨーク両朝の庶民院は、しばしば、対照的評価がなされるが、次のチューダー絶対主義時代においても、庶民院はいぜんとして国家統治機関の1翼をになっており、この事実からすると、ヨーク朝における庶民院のはたらきも軽視されてはなるまい。また、ヨーク朝の国家統治部門は中央行政機関：諮問会議を中心として国王の官僚的性格をもつようになったが、この傾向は、立法府の要たる庶民院についても同様であり、従って、当代の庶民院は、絶対主義成立と関連づけてみれば、重要な歴史的価値が与えられよう。

では、かく重要なヨーク朝の庶民院は如何なる特質をもつのだろうか。

本発表は、従来看過されてきたこの問題を解決する企図の下、ヨーク朝治世の大半を支配したエドワード4世(1461—83)の庶民院を分析するが、ここでは議会の処理した諸事項及びこれにたいする議長スピーカーの役割を追求することにより、国王と庶民院の関係を明らかにし、更に、院を構成する議員～議長の性格を彼らの社会的基盤との関連において究明したい。

## ルネサンスにおける古代の発見

——特にアンコーナのチリアコの業績について——

相愛女大学 久志本秀夫

ペトラルカに始るといわれる古典古代への関心は、主として写本の蒐集、原典批判の面が注視されてきた。この分野における代表的著作は、R. Sabbadini, *Le scoperte dei codici latini e greci ne' secoli xiv e xv*, 2 vol, Firenze (1905—1914) であり、1967年に Eugenio Garinの解説付きで復刻版が出された。また毎年一度刊行される *Italia medioevale e umanistica-Padova* (1958～) には、文献学に関する論考が発表されている。

本発表の中心人物であるアンコーナのチリアコ Ciriaco d' Ancona. (1391? ~1455?) は、古典写本の蒐集にも意を用いたが、ギリシア、ラテン碑文をコピーし、今は見られぬ記念物のスケッチをして後世に残してくれたことでよく知られている。

また、彼の生涯はほとんど旅行に終止した。特に最末期のビュザンティオン世界に旅をして政治史の面にも、文化史の面にも貴重な貢献をしている。

彼の旅行記、コピーをした碑文、スケッチなどを含む *Commentaria* は、6巻あったといわれるが、1514年、ベサロのスフォルツァ家図書館の火事で焼失した (R. Sabbadini)。しかし、チリアコの友人フランチェスコ・スカラモンティによるチリアコ伝、*Commentaria* 断片、チリアコの書簡などの資料によって、我々は相当詳しく彼の足跡を追うことができる。

本発表では、資料の問題を考慮しつつ、チリアコの生涯と業績を概観してみたい。

北欧のルネサンスについて

韓国崇儀女專 洪 致 模

## ルターの贖宥論揭示をめぐる論争の検討

専修大 渡辺 茂

ドイツ宗教改革は1517年10月31日ヴイッテンベルヒの城教会の門扉に、ルターによって揭示せられた贖宥論題をもって開始せられたという伝統的見解は、今日もはやかならずしも自明のこととみなされなくなっている。それはまず宗教改革開始の時期 (F. Lau) と論題揭示の日付 (H. Volg) とさらにいまここにとりあげんとする論題揭示の史実性が問題とされているからである。ところで1961年Iserloh教授による問題提起以来1968年まで、この論題揭示の史実性をめぐって展開せられた激しい論争は、すでに300をこえる文献を生みだしている。(R. Bäumer) しかもこの論争においては、論題揭示の史実性を擁護せんとする側も、それを否定せんとする側もともに基本的にはH. Volgの提供する史料に依拠している点が注目されなければならない。ところが1517年10月より1518年6月にいたる数ヶ月がここでは問題となるのであるが、その期間については現存する史料はきわめて限定されたものであり、それはまさに宗教改革の「前歴史時代」(K. Aland) と呼ばれるに想応しい。史料におけるこのような状況は、この論争に1つの宿命を負はせているとみられる。もともと論題揭示の史実を否定せんとする側は、それを裏付ける史料をもつことができない。いうまでもなく史料は生起した事態についての報告であるからである。ところが論題揭示を擁護せんとする側は、その事態の目撃者の発言もまた批判に耐えうる同時代の史料も欠いている。ここにこの論争が今日にいたるまで最終的な決定に達しえない理由があるとみられる。したがって残された方法は、現存史料を1つの関連のもとにおき、その奥底に沈澱している史実をさぐりだすという、いわば間接的証明のみであろう。いうまでもなく、ここでは蓋然性が問題となるだけである。このような前提のもとで、一応論争が終ったとみられる今日の段階で、諸説の検討を試み、残された問題に触れてみたい。

Haus Volz; Martin Luthers Theseuauschlag und dessen Vorgeschichte.

1959

Erwin Iserloh; Luthers Theseuauschlag, Tatsache oder Legende.

1961

Kurt Aland; Martin Luthers 95 Thesen. Mit den dazugehörigen

Dokumenten aus der Geschichte der Reformation. 1965

Heinrich Borunkamm; Thesen und Thesenanschlag Luthers. 1967

Klemens Honselmann; Urfassung und Drucke der Ablassthesen

Martin Luthers und ihre Veröffentlichung. 1966

Franz Lau; Die gegenwärtige Diskussion um Luthers Thesenanschlag.

1967.

Rewigius Bäumer; Die Diskussion um Luthers Thesenanschlag.

1968.

## 1530年代の聖書英訳事業

岐阜大学 栗山 義信

1530年代にはじまるイギリス宗教改革の伸展につれて、自国語聖書刊行の動きが現われはじめた。すでに大陸においてティンドゥルはルターの影響を受けて1525年英訳新約聖書を出し、つづいて旧約聖書の一部を出版したが、未完成に終わった。このティンドゥル聖書を引き継いで、カヴァデイルは1535年英訳旧新約全書を刊行し、1537年にはロジャーズによって「マシュー・バイブル」が出、1539年以降「大聖書」と呼ばれる一種の国定英語聖書が現われた。

この場合、英訳聖書は必ずしも当初からイギリス聖・俗界で歓迎されたものではなかった。まず宗教改革の前夜の1530年には、自国語聖書不要論に立脚する聖書翻訳禁止の国王布告が出、とくにティンドゥルの英訳聖書の背後にあるルターの傾向を排除する方向で、聖書英訳事業への圧力が加えられた。また反ルター的な国王ヘンリ八世に英訳聖書刊行の認可を求めることは至難の業であったし、後年（1542年）のことではあったが、保守派主教ガードナはヴルガタ聖書からいちじるしく改訳された語句をもつ「大聖書」をもとに戻すことを主張し、いわば伝統的信仰を護る側からの強力なブレーキがかけられつつあった。しかし1533年を境とする宗教改革の展開は英訳聖書の必要性をひき出し、1534年の聖職者会議は公認英訳聖書の出現を国王に請願し、さきに見たように1535年以降相次いで英訳聖書が刊行されたのである。

このような聖書翻訳・出版事業にかかわる緊張関係の中で、個人訳聖書の公認、一種の国定英語聖書の刊行へと導いたのはだれであったか。個々の翻訳者・印刷業者には手に負えない政治的処理をあえて行い、後世の英訳聖書の基礎をおいた一人の政治人の登場をここに見なければならぬ。

## ミシェル・セルヴェ裁判について

大阪府立大工短大 砂原教男

1553年10月27日、ジュネーブ郊外シャンペルの丘で処刑されたミシェル・セルヴェについては、数多くの神学者、歴史家によって数多くの論文、著作があわわされ、種々の観点から、様々なテーマについての研究が行われている。しかしその多くは、セルヴェと彼をジュネーブ市当局に訴えたジャン・カルヴァンとの関係を、専ら神学上の観点から考察し、カルヴァンを擁護、あるいはカルヴァンのとった処置を止むを得ないものとする立場をとっているように思える。これに対して真向から対立するのはオーストリアの作家シュテファン・ツヴァイクであり、彼の「権力とたたかう良心」では、カルヴァンを思想の自由の弾圧者として激しく批難している。

私は昨年「待兼山論叢」(第5号)に「カルヴァンとセルヴェ」を書いて、専ら当時のジュネーブの政治情勢から考察し、(1)セルヴェのジュネーブ滞在は単に旅行の途中に立ち寄ったと考えるよりは、ジュネーブ内の反カルヴァン派と何らかの連絡の下に意図的に立ち寄ったと考える方が、より自然ではないだろうか。(2)当時、カルヴァンは恐らく最大の危機に直面しており、彼としては何らかの処置をとらなければ再び追放されることは避けられそうになかった。そこで、彼は一つの大きな賭けとしてこの裁判に臨んだ、と考えられるのではないだろうか。

しかし、これらは史料的にも理論的にもまだまだ不完全であった。これらをより完全なものにするためには、一つ一つの点をもっと細かく考察し、それに対する史料的裏付けを行っていかねばならない。そこで私は、その手はじめに、当時のジュネーブの裁判制度を調べ、それをふまえてこのセルヴェ事件をもう一度調べ直してみたいと思っている。そうすることによってこの事件に対するカルヴァンの責任という問題も、少しは明らかになるのではないだろうか。

## 第4部会 (9.30~17.00)

ジェームズ一世の第一議会第一会期(1604年)に関する考察 —とくにその位置づけをめぐって—	植村雅彦 (大阪大)
リシュリユー政権の確立	阿河雄二郎 (京都大)
フランシス・ハチスンの道徳論と社会観	板橋重夫 (愛知大)
ネーミア学派のロックンガム派論について —英国政党成立研究—	鶴田正治 (徳島大)
19世紀初プロイセン大学改革の構想	呉麟錫(韓国ソウル大)
宗教政党と政治改革 —ヴィルヘルム時代における ドイツ中央党左派の動向をめぐって—	室 潔 (早稲田大)



ジェームズ一世の第一議会第  
一会期(1604年)に関する考察  
——とくにその位置づけをめぐって——

大阪大学 植村雅彦

「位置づけ」と言ったさい、議会発達史上におけるそれと、イギリス革命前史におけるそれとの二通りが考えられる。

1604年の議会は、議会発達史からながめた場合、むしろPre-modernの段階に位置づけられる。そこではまだ議会がconstitutionのなかの不可欠で恒久的な部分を構成していない。テューダー議会のまったくの延長であり、議会とくに庶民院の権利を確実なものにしようとする努力が著しく、新王の即位によって何らかの新局面が開かれたのではなかった。

イギリス革命前史における位置づけを考えても、1604年の議会が画期的なものとは言われない。近ごろでは、ウィッグ史観の凋落とともに、この議회를約40年後に起こった内乱と革命に直結することの軽率さがきびしく指摘されてきている。G. R. Eltonの“A High Road to Civil War?”(1966)は、きわめてサジェスティヴであった。だが、この論文より2年前に公にされたT. K. Rabbの“Sir Edwin Sandys and the Parliament of 1604”では庶民院で起草された“The Apology”を中心に、この議会の重要性が主張されている。我々としては、Elton, Rabbのいずれにも偏することなく、両者の長短を考量するのが、真実を見いだすゆえんになるだろう。とりわけ私が強調したいのは、ジェームズ一世の議会操作の拙劣さが新王にかけられた大きな期待をことごとくなきものにし、国王と議会との間に違和感のみを残したということなのである。その意味するところは、Tudor Constitutionの破綻そのものにほかならなかった。

## リシュリユー政権の確立

京都大学 阿河雄二郎

リシュリユーが、『Testament Politique』冒頭で述べているように、17世紀前半のフランス王家は、国内に大諸侯（Grands）とユグノー派（Huguenots）国外にハプスブルク帝国と対峙した。しかも慢性的な経済不況と戦時財政の破綻が追打ちをかける。

このような政治経済的危機の中で、リシュリユー政権は、戦争の遂行、それと表裏一体をなす中央集権化政策という極めて強権的なプログラムのうちに活路を見出そうとした。しかし、貴族の弾圧、官職増設、過酷な税収奪は、各階層の反撥を招かざるをえない。農民から不平貴族を含むところの広汎な、ゆゆしい蜂起、反乱が頻発する所以である。

遂にこの抗争は宮廷内部の派閥闘争の恰好の口実となる。余りに性急な国制改革と対スペイン全面戦争突入を危惧した国璽尚書マリヤックのもとに和平論者が結集し、リシュリユー主戦論との溝を深めていく。そして、いわゆる“Journ e des Dupes”(163年11月10日事件)は、反リシュリユー派によるクーデタであり、対外戦争の凍結による平和の回復、国内秩序の安定という軌道修正を画策した事変であった。しかし、この陰謀事件は失敗し、マリヤック派は一掃されてしまう。却って、反対派壊滅という政治的真空状態の中で、リシュリユーの基盤はますます確固たるものとなるという皮相な現実を生ずるのである。

本報告では1624年から1630年に至るリシュリユー政権の諸政策を叙述し、それがフランス内外の事情との絡み合いを通して如何に進展するかを考察したい。

## フランシス・ハチスンの道徳論と社会観

愛知大学 板橋重夫

フランシス・ハチスン(1694~1746)はスコットランドの知的革命の旗手と云われている。彼がシャフツベリの思想を継承する「道徳感覚」派の倫理学者として当時最も影響力をもった思想家の一人であること、いわゆるスコットランド学派の創始者とみなされていることは広く知られた事実である。

彼の道徳論は人間の道徳的行為を是認または否認する力能は理性ではなく、美的感覚などと共に内的感覚と呼ばれる道徳感覚であり、徳の本質は社会全体の善=利益を意欲する仁愛の情念であると考えた点に特色がある。

一般に、道徳論は市民社会の成立と共に新たな意味をもってくる。それは、社会を全体として捉えんとする一つの努力であった。市民社会の道徳論が重視したものは、個人の徳性に関するものではなく、道徳を人間の社会的結合の一つの重要な契機として理解しようとした点であろう。ハチスンの道徳論はこうした観点から優れて市民社会の道徳論としての特徴を示している。

主な参考文献

1. An Inquiry into the Original of our Ideas of Beauty and Virtue.
2. An Essay on the Nature and Conduct of the Passion and Affections, with Illustration on the Moral Sense.
3. A System of Moral Philosophy.

## ネーミア学派のロッキンガム派論について

徳島大学 鶴田正治

ネーミア学派はロッキンガム派の特殊性を否定し、政党発展についての展望性に欠ける、とは既知に属する。しかし学説が既知であるということと、その学説が正しく理解されているということとは必ずしも一致しない。

私は去年の秋、広島市の史学会で、〈英国政党成立史論〉について報告し、基本的にはバターフィールドの政党史連続説を継承しながら、英国政党成立の時点が1770年前後に設定した。その際、ネーミア学派の政党論を次のように整理し、バターフィールドをもって代弁させることのできる通説を批判し、バターフィールドとネーミア学派の接点を見いだした。

「……1760年代初期の派閥状況を分析対象としたネーミアは、〈アメリカ革命時代の英国〉の結びの一文に見られるように、『政党の発展』を今後の研究課題として提起した。これを受けてブルックは、下野後3年間におけるロッキンガム派の着実な勢力拡大を評価し、『アメリカ問題を直接の契機として、それまでの派閥は、オーヴァラップしながらも、原則政策を基調とする政党へ転換した』ことを認め、とくに75年以降を『政党発展時代』と規定した……」

その後、ネーミア学派を最もよく知るJ.キアノンの〈フォックスノーズ連立内閣論〉(1969年)、修正派に属するB.W.ヒルの論文〈君主政と政党の発展〉(E.H.R.1970年)を読んだけれども彼らは依然として、ネーミア学派の政党論に関する既定の通説を踏襲している趣がある。

改めてネーミア学派の政党論を読み返し、通説に対する反論を試み、自説を再確認してみた。

## 19世紀初プロイセン大学改革の構想

韓国ソウル大 呉 麟 錫

1806年、エーナ敗戦によって刺戟されたプロイセン改革運動は、Steinを中心とする改革派が起した一連の改革——農業改革、行政改革、軍制改革、教育改革にまで発展した。

本発表ではWilhelm von Humboldtに依って推進された教育改革の中、大学改革、特にその構想に関して論究せんとするものである。彼を中心にする改革の結果、ベルリン大学が典型的近代大学として創設されたわけであるが、その創設経緯に関する具体的考察は後程に譲り、主としてFichte, Schleiermacher, Humboldtの改革プランのみ、その考察範囲と限定しようとする。

従って筆者の問題意識は①19世紀〈ヨーロッパの後進国〉であったプロイセンの近代化運動の一環として大学改革運動の性格を追究。②国家の大学干渉、大学の自由の問題、③頹念論的新人文主義の大学理念を追究しようと思う。

その大学改革案として筆者はFichteの“Deduzierter Plan einer zu Berlin zu errichtenden Höheren Lehranstalt(1807)”とSchleiermacherの“Gelegentliche Gedanken über Universitäten im deutschen Sinn(1808)”とHumboldtの“über die innere und äußere Organization der höheren Wissenschaftlichen Anstalten in Berlin (1810?)”を中心に比較検討せんとする。

上記三思想が改革しようとした旧制大学の矛盾は ①領邦君主、又都市の営造物として創立された旧制大学に対する国家の強圧的指導、監督。②旧制大学の「ツンフト制度中に硬直化された」中世的遺制。③ナポレオンの啓蒙主義的改革プランの矛盾等に要約できる。

以上、旧制大学の矛盾を改革しようとした上述三改革案の具体的内容は省略するが、多少主張の差異はあっても大体、①領邦的閉鎖性を脱皮した国民的大学の創設、②大学の〈学問の自由〉、学生の〈学習の自由〉、新しい〈学問の創造〉の場としての大学の設立、③啓蒙主義的的大学娘(学問の採鉱所)に対する「哲学的大学」娘の構想らが主張されている。

## 宗教政党と政治改革

—ヴィルヘルム時代におけるドイツ中央党左派の動向をめぐって—

早稲田大学 室 潔

1890年のビスマルクの辞任から第一次大戦勃発に至る、所謂ヴィルヘルム時代は、既成の政治秩序が行き詰り、混沌とした政治状況の支配する一つの時代である。その明瞭な矛盾の露呈に拘らず、ドイツ第二帝制はなぜ改革され得なかったのか。我々のこの設問は、それに対して既に立てられているいくつかのテーゼによって尚十分に答えられているとはいえない。この時代の帝国国会においてほぼ常に最も有力な政党だったドイツ中央党の存在は、この問いとの関連においてとりあげられねばならぬ問題の一つである。

フリードリヒ・ナオマンによれば、帝制改革の重大な一つの障害は、中央党の政治的機会主義、無節制にあるといわれる。我々にとって問題は差しあたり二つある。一つは、その中央党の機会主義は何に由来するものか。今一つは、それをさらに限定して政治改革との関連において見た場合、それは中央党の背景に見られる社会的多様性とどこまで関係づけられ得るのかということである。我々は、特に所謂中央党左派が、政治改革に対して示した態度を吟味することによって、この考察を進めたいと考える。とりわけ、左派の領袖と目されたマティアス・エルッベルガーの存在が、その際一つの焦点を成す。

主要な文献と資料

1. Epstein, K.: Matthias Erzberger and the Dilemma of German Democracy, Princeton 1959.
2. Morsey, R.: Deutsche Zentrumspartei 1917-23, Düsseldorf 1966.
3. Pehl, H.: Die deutsche Kolonialpolitik und das Zentrum (1884-1914) Phil. Diss. Frankfurt 1934.
4. Schlegelmilch, M.: Die Stellung der Parteien des Deutschen Reichstages zur sogenannten Daily-Telegraph-Affäre und ihre innerpolitische Nachwirkung, Phil. Diss. Halle 1936.
5. Klinke, P.: Die Deutsche Zentrumspartei und die demokratische Frage, Phil. Diss. Hamburg 1951.

6. Erzberger, M.: Christliche oder sozialdemokratische Gewerkschaften? Stuttgart 1898.
7. Ders: Die Kolonialbilanz, Berlin 1906.
8. Ders: Warum ist der Reichstag aufgelöst worden? Berlin 1906
9. Ders: Die Zentrums politik im Reichstage, Berlin 1909.
10. Ders: Die Bedeutung des Zentrums für das Deutsche Reich, in: Zeitschrift für Politik, 2.Bd. Berlin 1909.
11. Ders: Das Deutsche Zentrum, Amsterdam 1910.
12. Ders: Müsien wir Zentrum wählen? Berlin 1912
13. Ders: Politik und Völkerleben, in: Klug, J, Jdeal und Leben 9. Bd., Paderborn und Würzburg 1914.
14. Ders: Neuer Block oder alte Abwehrmehrheit, in: Der Tag, Berlin 12. Dez. 1908.
15. Ders: Wohin steuern wir? in: Der Tag, Berlin 22. Dez. 1908
16. Ders: Falsche Stichwahlen, in: Der Tag, Berlin 27. April 1911
17. Ders: Wirklichkeit und Traum, in: Der Tag, Berlin 15. April 1913.

## 第5部会 (9.30~17.00)

- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ストルイピン国会とエンクロージャー法                 | 保田孝一 (岡山大)   |
| 南アフリカ戦後の和解と妥協                      | 市川承八郎 (神戸大)  |
| ロシア十月革命について                        | 長尾久 (中央大)    |
| 後期ニュー・ディール研究序説<br>—37年裁判所闘争を中心として— | 紀平英作 (京都大)   |
| ナチス社会革命論の検討                        | 野田宣雄 (京都大)   |
| シュンペーターの帝国主義の思想史上における位置            | 尾鍋輝彦 (お茶水女大) |

## ストルイピン国会とエンクロージャー法

岡山大学 保田孝一

ロシアの農民が、20世紀初頭においてその8割を共同体的に所有していた分与地は、ロシアの農業用地の主要部分を占めていた。共同体的に所有するというのは、農民個人の土地所有権がなく、共同の土地権利書にも村名と1858年の人口調査によって登録された男性農民の人数（名前はない）が記されているにすぎないということである。

ストルイピン改革の出発点となった1906年11月9日の勅令は、共同体農民の土地用益の既成事実にもとづいて、農民個人の所有権を法認する政策を追求するものであった。しかしそれは三圃制下に散在する带状地に対する所有権を法認するものであったから、それに加えて、带状地を一箇所に囲い込み、独立自営の分割地経営フートルとオートルプを設け、それに不可侵の境界を確定する土地整理が必要である。それを目的にした法律が、1911年の土地整理規程である。ストルイピンは、こうして独立自営農民を創出し、かれらを基盤にして帝制をブルジョア的に再編成しようとした。ストルイピン国会における11月9日の勅令の審議過程については、拙著『ロシア革命とミール共同体』で詳細に検討した。しかし土地整理規程については、未だ内外ともに研究はないと思う。

この法案をめぐる論争で特に興味あるのは、第三条をめぐる、つまり新設のフートルかオートルプに分与地の他に私有地たる購入地が含まれる場合に、それは分与地の性格をもつべきか、または私有地になるべきかという論争である。分与地には、それが農民の生活と国家への義務履行を保障する手段だという意味で、処分権に大きな制限がつけられていた。他方購入地は、処分権に制限のない自由に売買できる土地であった。この論争で中道右派のオクチャプリストは私有地を、中道左派のカデットと極右は分与地を主張し、農民代表のトゥルドヴィキは妥協案を出した。社会民主党は、分与地を農奴制の遺物とみなし、その処分権制限には伝統的に反対であったが、この時には政策的にトゥルドヴィキに組した。ロシアの農業関係のブルジョア化はかくも困難であった。

資料 ストルイピンの国会速記録



## 南アフリカ戦争後の和解の代償

神戸大 市川承八郎

南アフリカ戦争の終結は1902年5月である。イギリス人とボーア人の和解は、しかし、イギリス系政治的多数派の確立を構想し、ボーア人の脱民族化をはかるミルナーの総裁府独裁制のため、けっして順調ではなかったが、本国で植民相チェンバレンが辞職してから、ミルナーも辞職し、つづいてカンベル・バナマン首班自由党内閣が成立するとともに、和解は急速にすすむ。

まず、南アフリカ戦争によって征服されたボーア人の両植民地、すなわちトランスヴァールとオレンジ川植民地とが、あいついで自治政府を認可され、つづいてこの両植民地が、旧来のイギリス領両自治植民地、ケイプとナタルとともに、連邦制憲会議を開いて連邦憲法草案をまとめ、それをウェストミンスター帝国議会が無修正で可決したのち、ボーア人旧遊撃隊司令官ポータを首班とする連邦自治政府が、1910年5月に発足する。

この報告は、和解がいわゆる原住民（バントゥ語系アフリカ黒人）の犠牲を代償としてあがなわれたことを、ボーア人スマッツとイギリス人メリマンという、制憲会議の両指導者の間にあらかじめかわされた書簡を紹介し検討することにより、論じたい。スマッツはケイプタウン近郊の富裕な農家に生まれ、ケンブリッジ大学を卒業し、戦争中一遊撃隊長として大胆な戦法をとったこともある若手の政治家。メリマンはスマッツより24歳も年長。幼児のころからケイプ植民地に住みつき、帝国政府干渉排除をかたい信念とするケイプ自治政界の長老である。

なおこの報告は、「ジェイムソン侵入事件とラント金山二大会社」史林53巻、「帝国植民省とジェイムソン侵入事件」史林54巻、「南アフリカ戦争への危機の累積」神戸大学文学部紀要1号のつづきである。

## ロシア10月革命について

中央大長尾久

ロシア革命がどれだけの拡がりや深さを持っていたか再検討したい。ロシア革命は、労働者、農民、兵士、水兵、少数民族などの帝国に対する全面的な反乱として展開された。反乱の壮大さは、世界史上未曾有のものであった。しかも反乱する人民大衆が斗いの中で創造したみずからの機関ソヴェートが、10月革命によって国家権力を握るところまで行った。10月革命によって樹立されたのは、労兵農諸ソヴェートの連合権力だった。そのような形で、反乱した人民はみずから権力を握った。ロシアのような広大な地で膨大な人数の人民の権力が樹立されたところに、私はロシア革命の基本的意義を見る。

だが、1956年のハンガリー・ポーランド、1968年のチェコを知るわれわれは、そこで起った事態を深く考えざるをえない。考察はロシア革命にまでさかのぼらなければならない。第一の問題は、少数民族が、革命には加わったが、ソヴェート権力にはほとんど参加しなかったことである。人口の約半分が少数民族だったロシアで、このことはソヴェート権力に大きな限界を持たせた。第二に、10月革命の時、ソヴェート権力に加わった農民のかなりが、全面内戦突入の頃、ソヴェート権力から離れ去ったことである。人口の約8割が農村人口だったロシアで、このことは重大だった。干渉戦と全面内戦における赤軍の勝利も、この二つの大問題を解決した上でのものではなかった。むしろこの勝利によって、二つの問題は、ソヴェート・ロシアに深く内在する問題となった。

ソヴェート・ロシアの少数民族と農民に対する「啓蒙専制主義」的性格は、このようなロシア革命の構造に深く根ざしている。ポリシェヴィキの近代主義的「プロレタリア革命」思想は、この構造を固定化させる方向で作用した。中国革命・キューバ革命・インドシナ革命がその雄姿を世界史に現わす時、このような問題は国際的にも表面化する。

## 後期ニュー・デール研究序説

—37年裁判所闘争を中心として—

京都大学 紀平英作

1936年選挙で圧倒的に再選された第2期ローズヴェルト政権の初年度、1937年は、ニュー・デール史上重要な屈折点であり、今日、それ以前は前期ニュー・デール、38年以降は後期ニュー・デールと区別される。前期ニュー・デールは、金融恐慌からの脱出とともに、一定程度の経済回復をもたらし、さらに、農業、労働政策にも新生面を切開いた。他方、後期ニュー・デールにおいては、激しい対立と経済回復の停滞の中で、社会改革にも、経済政策にも重苦しい行詰りが生じた。1937年は、36年選挙の余韻の中で開幕しつつ、こうした行詰る後期ニュー・デールの序幕として終わった。この年、政治局面には、裁判所改組問題に、初めて大規模な反ニュー・デール勢力の結集がみられ、又、経済局面では、9月以降苛酷なりセッションが起ったのである。本発表は、このようにドラスチックに行詰った後期ニュー・デールの研究序説として、37年裁判所闘争をとりあげ、そこに30年代後半の政治確執の要因と様態を探らんとする。大恐慌下の30年代アメリカには、繁栄の20年代に見落され、あるいは地域的、個別的に処理されていた、農業、都市、労働、人種等の諸問題が、各々独自に全国的政治舞台に浮上した。それらは、多様な新しい社会階層の政治的独立化と全国的組織化をともない、対応的に、連邦政府政策基盤の拡大を引き出した。しかし、他方で、そうした新たな政治状況は、旧来の各地域の政治、経済構造、政党機構にも深刻な衝撃を与えざるをえなかった。行政府と立法府の対立というパターンで展開した裁判所闘争には、この30年代の変化への衝動とそれへの反動、さらに、それへの再調整が、新たな政治フロントの再編を展望させつつ噴出したのである。ここにみられた多様な諸フロントの対立、連合形態こそ、後期ニュー・デールの政治状況の原型をなすものであった。

## ナチス社会革命論の検討

京都大学 野田 宣 雄

ナチス支配下のドイツにおいて「社会革命」が進行したとする一連の見解がある。

たとえばR. Dahrendorfは次のように説く。

ナチスは、その全体主義支配を貫徹するために、地域社会・教会・家族などの伝統的な枠組を破壊し、その結果、意図せずしてドイツの社会を近代化にむかわせる社会革命をおしすすめた、と。またD. Schoenbaumは、階級とステイタスを一応区別したうえで、ナチスはドイツ社会の<sup>(1)</sup>ステイタスの秩序を大きく攪乱する社会革命に成功した、と説く。そのほか、M. Broszat も<sup>(2)</sup>ほぼ同様の見解をとっている。

これにたいし、「社会革命」論にすどく反対するのは、A. Schweitzerである。彼は、ドイツ労働戦線のステイタス政策が失敗におわったこと、また中間層も結局は保守的なステイタス意識を脱却できなかったことなどを指摘し、ナチス時代に社会革命が進行したとする説を否定する。<sup>(3)</sup>

このような見解の対立の底には、階級とステイタスとの関係についての考え方の相違があるようにおもわれる。すなわち、Shoenbaumはステイタスを階級から相対的に独立したものとして捉えようとするのにたいし、Schweitzerは両者の不可分性を強調しようとしている。

わたしは、こうした見解の対立を念頭におきながら、この報告では、とくにエリートの問題を中心に、ナチス支配の性格をさぐってみることにしたい。

(1) 『Gesellschaft und Demokratie in Deutschland』(München 1965)

(2) 『Hitler's Social Revolution — Class and Status in Nazi Germany 1933—1939—』  
(London 1967)

(3) 『Die Nazifizierung des Mittelstandes』(Stuttgart 1970)

## 思想史上におけるシュン ペーターの帝国主義論の位置

お茶の水女子大 尾 鍋 輝 彦

J.A.シュンペーターは帝国主義を、古い時代に形成された闘争的な心理的素質や社会構造が隔世遺伝的に現われたものであり、資本主義がより高度に発展すれば帝国主義は衰滅すると考えた。レーニンの帝国主義論から見ればまったく虚妄とも思われる彼の説も帝国主義の中では、レーニン説以外で最も有力なものとなされ、資本主義が発展すれば帝国主義は衰えるという考えが、彼以外にもひろく唱えられている。

ここではシュンペーターの説の当否ではなく、まず彼の学説が生まれるまでの思想史的状况をさぐるのである。19世紀末の社会ダーウイン主義、20世紀初めの生物学者ド・フリースの隔世遺伝説、マクス・ウェーバーのプロテスタンティズムと資本主義精神の関係説、フロイドの心理学、シュルツエーゲヴェルニッツの宗教的要因を認める帝国主義論などが背景として考えられる。

# 司会者一覽

## 公開講演

司会者

堀米庸三(東京大)  
祇園寺信彦(東北大)

## 部会

### 第1部会

司会者

杉 勇(明治大)  
三浦一郎(上智大)  
太田秀通(東京都立大)  
藤縄謙三(京都大)  
祇園寺信彦(東北大)  
近山金次(慶応大)  
秀村欣二(東京大)

### 第2部会

司会者

渡辺金一(一橋大)  
渡辺金一(一橋大)  
竹内正三(広島大)  
青山吉信(日本女子大)  
堀米庸三(東京大)  
森 洋(九州大)

発表者

会田雄次  
三笠宮崇仁

発表者

川村喜一  
池田忠生  
大戸千之  
井上一  
石川勝二  
長谷川博隆  
新田一郎

発表者

杉村貞臣  
相野洋三  
堀内一徳  
永井一郎  
木村尚三郎  
岸ちづ子

### 第3部会

司会者

鈴木成高(早稲田大)  
森田鉄郎(神戸大)  
鈴木成高(早稲田大)  
橋口倫介(上智大)  
今野国雄(関東学院大)  
中村賢二郎(京都大)

### 第4部会

司会者

大野真弓(横浜市大)  
豊田 堯(大阪大)  
小松芳喬(早稲田大)  
松浦高嶺(立教大)  
成瀬 治(東京大)  
村岡 哲(早稲田大)

### 第5部会

司会者

岩間 徹(東京女子大)  
江口朴郎(法政大)  
江口朴郎(法政大)  
今津 晃(京都大)  
矢田俊隆(北海道大)  
西井克己(金沢大)

発表者

神山四郎  
尾野比左夫  
久志本秀夫  
洪 致 模  
渡 辺 茂  
栗山義信  
砂原教男

発表者

植村雅彦  
阿河雄二郎  
板橋重夫  
鶴田正治  
呉 麟 錫  
室 潔

発表者

保田孝一  
市川承八郎  
長尾 久  
紀平英作  
野田宣雄  
尾鍋輝彦

## 賛助者芳名録

以下の方々は大大会に賛助されました。録して謝意を表わします。

徳島県  
徳島市  
鳴門市  
阿波銀行  
井関書店  
池田時計店  
大塚製薬  
協和広告  
五藤建設  
後藤田英治郎  
(オーシャン・フェリー)  
四国電力  
四国放送

高須医院  
玉屋製パン  
徳島県農協中央会  
徳島新聞社  
豊田外科・内科医院  
原田出版株式会社  
清酒鳴門鯛  
姫野組  
丸新百貨店  
マルナカ商店  
八百利商店  
清酒三好菊

